Ｒ７現況届Ｑ＆Ａ

Ｑ１：現況届とは？

Ａ１：子ども・子育て支援新制度では、保育所等施設を利用している方を対象に、世帯状況に変更が無いか、保育を必要とする事由（就労等）に該当しているかなどを確認するため、現況届の提出が必要となります。

Ｑ２：現況届を提出する必要がある対象者は？

Ａ２：市内在住の方で、令和７年７月１日時点で保育所等施設に通所されている２号、３号認定を受けているお子様が対象です。

　※令和７年4月1日以降に新規で入所申請をし、令和７年５月以降に入所した

お子様は対象外です。

　※市外保育園に通われているお子様は対象外です。（入所承諾期間が１年間のため。）

　※１号認定を受けているお子様は対象外です。

Ｑ３：就労証明書は、市へ提出したばかりなので、提出しなくてよいですか？

Ａ３：母の育児休業からの復職などにより、令和７年４月１日以降に就労証明書等を提出された方は、提出不要です。

　ただし、就労証明書等を提出していない方の分は提出が必要です。

　例：　令和７年４月１日以降、母が育児休業からの復職により、復職後の就労証明書を提出された場合、母の就労証明書は不要ですが、父の就労証明書については、提出が必要です。

Ｑ４：兄弟姉妹、全員分の就労証明書が必要ですか？

Ａ４：兄弟姉妹分は、お一人分の就労証明書をそれぞれコピーして提出をお願いします。

Ｑ５：父が海外勤務で〆切日までに提出が間に合いません。どうすればよいですか？

Ａ５：期限内に提出が難しい場合は、久喜市役所保育幼稚園課または各行政センターこども未来係にお問い合わせください。

Ｑ６：現況届で提出する就労証明書は、現在届け出している内容と異なるため、支給認定内容が変更されると思いますが、どうすればよいですか？

Ａ６：支給認定内容に変更が生じる場合は、久喜市役所保育幼稚園課または各行政センターこども未来係窓口にて変更届出書の提出をお願いします。

Ｑ７：就労要件以外に該当する場合、様式はどこで入手すればよいですか？

Ａ７：就労要件以外に該当する場合は、様式を各園、久喜市役所保育幼稚園課又は各行政センターこども未来係にて配布しております。また、市ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

Ｑ８：７月末に退所する予定ですが、現況届を出さなくてはいけませんか？

Ａ８：７月末に退所する場合は、現況届の提出は必要ありませんが、久喜市役所保育幼稚園課または各行政センターこども未来係にて、変更届（退所）の手続きをお願いいたします。

Ｑ９：兄弟姉妹の在園証明書は提出が必要ですか？

Ａ９：認可外施設に通っているお子様の在園証明書は利用者負担金（保育料）を算定するために必要です。

* **令和７年４月１日入所で、既に兄弟姉妹の在園証明書を提出している方は、改めてご提出いただく必要はございません。**
* ご不明な点がございましたら、久喜市役所保育幼稚園課又は各行政センターこども未来係までお問い合わせください。

※ご提出していただく書類は市ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

URL：<http://www.city.kuki.lg.jp/kosodate/hoikusho/hoiku/index.html>

（「保育所のご案内」ページにある「令和７年度現況届について」をご覧ください。）

【お問合せ先】

久喜市役所　　　保育幼稚園課管理係　　　☎0480-22-1111（内線3326）

菖蒲行政センター　菖蒲こども未来係　　　　☎0480-85-1111（内線145）

栗橋行政センター　栗橋こども未来係　　　　☎0480-53-1111（内線239）

鷲宮行政センター　鷲宮こども未来係　　　　☎0480-58-1111（内線152）